

2016年1月8日(金)

## カリフォルニア州における弁護士紹介サービスの現状

カリフォルニア州弁護士 鈴木淳司

カリフォルニア州には、弁護士紹介を規制する法律は存在しないが、カリフォルニア弁護士会（強制加入）における法曹倫理、会則で規制されている。したがって、弁護士紹介サービス（以下「本件サービス」という）については弁護士会が規制団体で、加入者である弁護士が従わなければならない。また、弁護士だけではなく本件サービスの提供者に対しても規制を行っている。

まず、弁護士倫理（対弁護士に適用される規則）においては、弁護士は、弁護士会の設定する本件サービスの最低基準を満たした団体を利用しなければならないと規定されている<sup>1</sup>。そして、かかる最低基準については、弁護士会の理事会が定め、改正もおこなうとしている<sup>2</sup>。ここで、注意しなければならないのが、弁護士が他の弁護士に案件を紹介したことのみを理由に紹介料を取ることを禁止している弁護士倫理の条文とは根本的に本件サービスの位置づけは違っている<sup>3</sup>。ここまでが、弁護士倫理として弁護士に対して適用される規則である。

次に、弁護士会（その理事会）は、本件サービスについて独自に規則を定めた。かなり詳細なものになっている。本件サービス規則の原文はこの報告書にそのまま添付している<sup>4</sup>。本件サービス規則をまとめると以下のようにになっている。

本件サービス規則は、本件サービスの最低基準と許可（Certification<sup>5</sup>）について定める<sup>6</sup>としている。許可を得るには、申請が必要<sup>7</sup>で、原則、申請書は弁護士会と本件サービス

---

<sup>1</sup> Rule 1-320 (A)(4) specifically states that "member(s) may pay a prescribed registration, referral, or participation fee to a lawyer referral service established, sponsored and operated in accordance with the State Bar of California's Minimum Standards for a Lawyer Referral Service in California."

<sup>2</sup> Rule 1-600 (B) states: "The Board of Governors of the State Bar shall formulate and adopt Minimum Standards for Lawyer Referral Services, which, as from time to time amended, shall be binding on members." The subsequent discussion even states that lawyers are actually encouraged to participate in referral services that conform with the Minimum Standards mentioned.

<sup>3</sup> Rule 1-320 (B)

<sup>4</sup> The Rules and Regulations of the State Bar of California Pertaining to Lawyer Referral Services (Title 3, Division 5, Chapter 3)

<sup>5</sup> 認可とも訳せるであろうが、規則の構造を見ると、申請要件を充足すれば原則許可されることから、ここでは許可と訳す。

<sup>6</sup> Rule 3.800 Certification required

<sup>7</sup> Rule 3.801 Application for certification

を行う各郡に出さなければならず、本件サービスにおいてメンバーとなるための基準（および脱会基準）の設定、および申請費用<sup>8</sup>が申請内容に含まれるとしている。

弁護士会はいつでも、本件サービス規則の違反に関して調査をする権利<sup>9</sup>がありその費用は、本件サービス提供側にある。また、許可の取消等も、弁護士会が行えるようになっている<sup>10</sup>。本件サービス提供者に関する苦情は弁護士会が処理<sup>11</sup>をする。

実質的な要件<sup>12</sup>として本件サービス提供者は、以下を満たさなければならない。（１）少なくとも１人以上の法律業務を行う弁護士、および一人以上のスタッフ、（２）メンバーシップの勧誘を広く行うこと、（３）法律業務、紛争解決を必要としている場合、一般的な法律情報を提供する場合など、各コミュニティにおける必要性、クオリティ、費用の合理性などに資すること、（４）通常弁護士に委任した場合と、本件サービスを通じた場合の費用の違いがないこと、（５）本件サービスに問題がある場合には弁護士会に苦情をいえることを明記すること、（６）プロボノ団体である場合には、収入がプロボノ目的および団体の経営のみに使われていること、（７）弁護士会の調査に全面的に協力すること、（８）各メンバーにこの規則を読ませること、（９）いかなる法に反しないこと、を要件としている。

弁護士が本件サービスを経営する場合、本件サービスから自己に紹介する案件が全体の紹介案件の２０％を超えてはならない<sup>13</sup>。

メンバーである弁護士から本件サービス提供者が徴収する会費<sup>14</sup>は合理的でなくてはならず、広くメンバーを集める姿勢でなければならない。メンバーが支払う会費の対価として、紹介案件の数などの約束をしてはならない。

本件サービス提供者は、公平にそのメンバーに案件を割り振らなければならない。地域的に一人のメンバーしか設置せず、そのメンバーにすべての案件を振り当てる本件サービスは原則許されない<sup>15</sup>。本件サービス提供者はいかなる差別をしてはならず、不当な勧誘をすることも許されない。また、紹介を受けたメンバーである弁護士からいかなる対価を受け取ってはならない。電話のみを使った紹介サービスは許されない。

---

<sup>8</sup> Rule 3.802 Application fees 申請費用は最高で１万ドルになる。

<sup>9</sup> Rule 3.805 Audits

<sup>10</sup> Rule 3.806 Suspension or revocation of certification

<sup>11</sup> Rule 3.807 Complaints about a lawyer referral service

<sup>12</sup> Rule 3.820 General duties of a lawyer referral service

<sup>13</sup> Rule 3.821 Ownership

<sup>14</sup> Rule 3.825 Panel membership fees

<sup>15</sup> Rule 3.826 Referrals

本件サービス提供者は、記録の保管義務<sup>16</sup>があり、年次報告義務<sup>17</sup>が課されている。本件サービス提供者の広告については、広くコミュニティのため、法律業務に対してアクセスを良くすること、クオリティを高めることを目的として広告しなければならない<sup>18</sup>。

以上が、カリフォルニア州における弁護士紹介サービスの全体像である。

サンフランシスコでは以下の本件サービスが現存している。ほぼ、非営利の団体である。

#### AIDS LEGAL REFERRAL PANEL OF THE SAN FRANCISCO BAY AREA

1663 Mission Street, #500 San Francisco, CA 94103

(415) 701-1100 | [www.alrp.org](http://www.alrp.org)

Other Languages: Spanish

Other Counties: Contra Costa, Marin, San Francisco, San Mateo, Solano, Sonoma

#### ATTORNEY SEARCH NETWORK

16161 Ventura Blvd., #672 Encino, CA 91436

(800) 215-1190 | [www.getareferral.com](http://www.getareferral.com)

Other Languages: Spanish

Other Counties: Alpine, Amador, Calaveras, Contra Costa, El Dorado, Fresno, Kern, Los Angeles, Napa, Orange, Riverside, Sacramento, San Bernardino, San Diego, San Francisco, Santa Clara, Solano, Sonoma, Tuolumne, Ventura, Yolo

#### BAR ASSOCIATION OF SAN FRANCISCO LAWYER REFERRAL & INFORMATION SERVICE

301 Battery Street 3rd Floor San Francisco, CA 94111

(415) 989-1616 or (415) 782-8985 | [www.sfbar.org](http://www.sfbar.org)

Other Languages: Spanish

#### BARUSTORS

PO Box 824 Benicia, CA 94510

(650) 733-4308 | [www.barustors.com](http://www.barustors.com)

【私見】結局、日本で現存する公設事務所と似たような目的を持って、本件サービスが導入された。本件サービス規則の目的も日本の公設事務所設立の目的とあまり変わらないのではないか。

以上

---

<sup>16</sup> Rule 3.827 Records

<sup>17</sup> Rule 3.828 Annual report

<sup>18</sup> Rule 3.829 Publicity